

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十五卷 第二・三號

協同組合の本質……………山崎武雄

社會政策論争史の一齣(二完)……………岸本英太郎

消費者の貨幣需要……………伊藤史郎

宇治茶業農村の生態……………山岡亮一

京大經濟學部創立三十周年記念會記事

昭和二十五年三月

協同組合の本質

山崎 武 雄

敗戦後我國に於ては重要な經濟的諸變革と共に、各種の協同組合が新しい構想のもとに發足した。然し乍ら現實には、農村に於ては本質的には單に從來の農業會の名稱變更にすぎず、また都市に於ても協同組合なる名稱を有するにすぎないものが多い。しかも所謂民主的組織を原理とせる反面、かつての系統組合の組織による經濟的機能の弱化せる憾みなしとしない。協同結合の前途は極めて多難なるものがあるう。

かかる時に於て、從來多くの異なる見解の行われている協同組合の本質を明かにすることもまた有意義であるう。以下私はこの小論においてはまづ諸種の協同組合本質觀を考察し、ついで資本主義社會における協同組合の機能並びにその限界について検討することとする。⁽¹⁾

協同組合の本質規定については論者により甚しく異なる。これは何よりも第一に認識對象たる協同組合白體の多樣性に基因するものである。蓋し(1)協同組合は國を異にするに應じて多少質的に異なる。ソ聯と資本主義諸國との間における差異を別としても、資本主義國間に於ても、資本主義の祖國イギリス、後進資本主義國ドイツ、日本、

新世界に永遠の繁榮を誇つたアメリカ資本主義、或は又植民地等の間に於ては協同組合の成立發展過程においてその様相を異にする。(2)一國內における協同組合も、その國の經濟發展段階に照應して一般に變質過程を辿つてゐる。即ち、資本主義の成立發展期においては、組合はむしろこれに順應せんとするが、獨占資本主義段階に入ると組合自體も獨占形態を強化して資本擄取を排除せんとする意欲を示す傾向をも帯びるに至る等。(3)協同組合は諸種の形態を有し、その經濟的機能は必ずしも同一ではない。即ち、購買組合、販賣組合、信用組合、利用組合、住宅組合等々。或は都市に於ける勞働者又は手工業者の組合と農民の組織せる組合。かかる組合自體の形態の差異並にこれによつて生ずる經濟的機能の相違は、各種の組合に共通せる本質を把握せしめることを外見上困難ならしめてゐる。(4)協同組合運動におけるイデオロギーの差異。各國の協同組合運動の歴史の示してゐる如く組合思想は諸種の異なる源泉を有しており、また組合運動の發展と相俟つてイデオロギーの對立が見られるに至つた。即ち、資本主義に順應せんとする段階にあつては自助主義を原理とする自由主義的組合思想が強かつたのであるが、其後社會主義思想の影響をうけて資本主義に對立しむしろこれを克服せんとする協同組合思想が擡頭した。(5)更に後者に於ても、協同組合によつて資本主義を止揚するが而も階級闘争による社會主義社會にあらず第三の新しい社會經濟組織を實現せんとする改良主義的なる所謂協同組合主義と、協同組合を社會主義現實のため階級闘争の手段とせんとする社會主義的闘争主義との對立がみられる。この點については後述するが、かかるイデオロギーの差異は必然的に組合の本質の相違として現れざるをえないであらう。

第二に認識主體たる論者のイデオロギーの差異に應じて組合の本質觀は異つてくる。これは右の(4)關聯してゐる。次に論者が如何なる觀點から組合を論ずるかによつて組合の本質規定は異つてくる。この點に關してグリー

インフェルドは(1)假令全く法律的ではないとしても協同組合の形式的定義を與えるもの、(2)形式的定義であるが經濟的内容を與えるもの、(3)協同組合の經濟的活動よりも社會政策的並びに社會學的意義を把握せんとするもの、(4)形式的定義をなすことを諦めるもの、に分類を行つてゐる。⁽⁴⁾

右のうち、單なる形式的定義は言ふまでもなく問題となりえない。また、經濟的内容を與えるものにあつても經營學的に把握するものと經濟學的に定義するものがある。

(1) 資本主義國における協同組合とソ聯におけるそれとは、假令その形態に共通する點を有するとも、その社會的經濟的機能に於ては本質的に異なる。この兩者の比較研究は現代に於ては極めて重要であるが、別の機會に譲ることとする。

(2) 協同組合の先驅者、建設者達は種々異なる思想を有してゐた。その思想的源泉としてグリニンフェルドは(a)ヒューマニズム、特にヘスタロッチに代表せらるゝ社會教育思想。(b)キリスト教社會改良思想、キリスト教の博愛精神に基き生産、消費の共同社會を建設せんとする漸進的改良思想にして、クエーカー教徒J・ペラースを先驅者とし特にモーリス、ルッドロ、キングスレー、ニール等を代表者とし、イギリス協同組合の發達に重要な役割を果したキリスト教社會主義。(c)空想的社會主義及び其後の社會主義の發展並に所謂協同組合主義等による共同經濟の思想等をあげてゐる(E. Grünfeld: Das Genossenschaftswesen, 1929, S. 35ff.)。

(3) H. Müller: Von der Überlegenheit der sozialen Genossenschaftstheorie, 1924, S. 3ff.

(4) E. Grünfeld: a. a. O. S. 2.

二

かくて協同組合の本質を一義的に規定することは困難なるものの如くである。グリニンフェルドも諸見解を検討した後、「産業組合論者の意欲するところは常に必ずしも明らかではないが、意欲せざるところは殆ど一義

的である。即ち彼等は殆どすべて商業に敵對する」と述べている。また、近代協同組合は極端な自由主義に對する反動として生じたとも謂はれている。⁽⁶⁾ われわれは何よりも協同組合の本質をその歴史性に於て、具體的には資本主義の成立發展との關聯において把握しなければならぬ。

協同組合は古代及び中世に於ても存在したが、資本主義と共に貧富の差が大となり生産と消費が分離し中間商人の増加を生じこれと共に新しい形態の協同組合が成立したとの見解がある。⁽⁷⁾ 然しながらわれわれの問題とする協同組合と資本主義以前の組合とは本質的に異なるものである。ただ資本主義以前に於ても商品生産が發達し端緒的に資本制生産が現われる段階に於ては、協同組合の萌芽の形態も見られるのである。このことは協同組合成立の歴史が明瞭に示すところである。イギリスに於ては産業革命の進展に伴つて一八一〇年代より協同組合の萌芽は既に現われ、ロバート・オーエン、ウイリアム・キング（特に前者）等の思想的、實踐的影響、キリスト教社會主義者の活動等の時期を経て、一八四四年ロッチデールの消費組合が成立した。ドイツに於いては先づシユルツェ・デーリッツにより一八四九―五〇年に都市手工業者の原料購買組合及び信用組合が組織せられ、次いでライプアイゼンにより一八六二年農村信用組合が創設された。資本主義が典型的に發達したイギリスにおいては、勞働運動の一環として産業革命終了後都市の勞働者によつて消費組合が組織された。これに反し一八四八年の革命によりブルジョア革命が不完全に行われたドイツにおいては、これにつぐ約二十年間にわたる産業革命の過程において大規模に残存せる手工業者及び小農層を地盤として、信用組合を中心とし購買、販賣等を兼營する協同組合が成立したのである。

而してこのいづれの國においても産業資本の確立後、協同組合は飛躍的に發展した。このことはまた資本主義

社會における協同組合の介在の合法則性を暗示するものである。産業資本が確立し工場制が發達して資本の有機的構成が高度化するに従つて大經營は益々經濟的に優位を占め中小生産者は次第に没落の過程を辿ることは資本主義社會における必然的な發展法則である。かかる弱小經濟者が資本支配に對抗しうるためには、共同防衛の組織をつくるのが最も有効である。また、労働者階級は資本支配に對しては積極的には労働組合組織による労働運動により自己の經濟的地位を高めると共に、他方消費生活においては協同的に商業利潤を排除してこれを合理化せんとするに至る。かくて協同組合は成立したのである。協同組合が自由主義に對する反動として或は資本主義に對する批判として生じたと謂はれるのはかかる事情を表現するものである。

次に協同組合論者による組合の本質規定について検討しよう。これに關し多くの論者(特にドイツ學者に於て)によつて參考とされているのはドイツ協同組合法である。一八六八年公布の營利的及び經濟的協同組合法の私法的地位に關する法律によれば協同組合は「組合員の定數を限らざる結社にして、共同的營業により組合員の信用、營利又は經濟の發達を目的とするもの」と規定されている。この規定をもとにしとくに經濟的見地を強調してリーフマンは「協同組合とは共同經濟により組合員の家事または營利經濟の助成もしくは補充を目的とする經濟」と規定している。ヴィゴドチンスキーも同様の定義を下す。

リーフマンの規定は協同組合が共同經濟によつて運營されることを重視する。彼は資本主義的發展に順應して弱小經濟者が強者に對抗するために行う結合組織として、一つの企業形態としての協同組合を問題とする。従つて彼においては各種の企業結合と協同組合との質的な差異は見失われた。即ち、彼は協同組合を同業組合とカルテルとの中間形態となしつとも、市場獨占に傾けばカルテル化するとし、ライン・ウエストフリア石炭シンチ

ケートの如き法律上の株式會社も經濟上は協同組合であり、其他すべての共同販賣機關を有するカルテルは皆販賣組合の性質を有するものとみなす¹⁰⁾。一般に經營學者にはかかる傾向の見解に立つものが多い。即ち資本主義に順應して人經營の長所を取入れた結合組織として協同組合を私經濟學的に考察する。

然るに協同組合は一の社會運動として發展してきたものであり、單に私經濟學的に考察さるべきものではなく、その社會經濟的地盤において把握されなければならない。以下、多くの論者によつて協同組合の本質として論ぜられてゐる諸點について批判的に考察しよう。

(一) 弱小經濟者による協同組織。協同組合は勞働者及び小生産たる農民、漁民、手工業者等弱小經濟者の協同組織であつて、日用品及び原料の購入、生産物の販賣、資金融通等を行うことによつて組合員の經濟生活の向上を計るを目的とするものである。組合員は主としてかかる弱小經濟者であるが、都市においてはサラリーマン、農村に於いては地主等も組合に加入しているのであり、その結果例へば地主、自作農、小作農が同一組合の構成員たる場合の如く、組合の階級的性格を曖昧ならしめる傾向をも内在的に有してゐるのである。しかし例へば我國の農村にて組合に加入してその利益を享受するものは地主、富農層であること、否むしろ彼等によつて組合が支配されていたことは周知の事實である。また都市に於いても、リーフマンは「消費組合及び住宅組合のいづれも最下層の人々に對するよりも寧ろ中産階級に對して問題となつてゐる。此等の組合に屬してゐることは既に無産階級以上の存在であることを示すものである。此等組合の組合員のうち下級官吏及び小獨立營業者の占める割合が本來の勞働者よりも遙に多い。それ故上層勞働者の組合員の増加していることは彼等が無産階級よりも上昇していることを示すものである。」¹¹⁾と述べてゐるが組合による保護を最も必要とするものが必ずしもこれを受

けていないことを示すものである。

次に協同組合は組合員の經濟生活の改善、向上を實現するための協同組織であるが、この場合各組合員の個別經濟は各々獨立を保つてゐる。即ち資本主義を前提して私有財産制の上にたち各組合員は獨立の營みをなすと共に、利害を共通にする面に於て—信用、購買、販賣等の分野—協同するものである。かくてこの協同の分野は殆ど主として流通過程において現われる。而して僅かな利益でも明白な形態において得られない限り、この協同組織の維持強化は困難となるものである。各人の經濟活動は物的利益獲得のための利己的動機によつて行われてゐるからである。生産過程における組合活動は利用組合に見られる如く部分的には行はれてゐるが決して強力なものではない。生産組合の思想は古くブツシエ、ルイ・ブラン、ロバート・オーエン以來協同組合運動の理念として掲げられてきたのであるが、現實には後述する如く殆ど實現せず失敗の歴史を繰返してゐるのである。現在の私有財産制度に立つ限り、各個別經濟の獨立性を排除する全面的な生産組合の實現は本質的に不可能な問題である。

(二) 自由なる人的結合。協同組合が自由なる且つ人的な結合であることは大多數の組合論者がひとしく組合の本質として強調するところである。まづ自由なる結合なる點において近代の協同組合は前資本主義的なる強制的なギルド、ツunft等の組合と區別される。古代中世の組合も組合員の利益を計る協同の組織であるが、組合員は自由意志に基いて組合に加入するものではなく、その地域に生れたといふ單なる事實によつて當該地域を支配する組合に必然的に加入すべき運命におかれていたのである。かくて各個人は組合に全面的に没入し、組合は個人をその全生活において支配した。勿論各個人には組合脱退の自由はなく、經濟活動も個人としてではなくすべ

で組合によつて支配されていたのである。

これに反して協同組合においては組合員は完全なる人格的獨立性を有するのみならず、組合への加入脱退の自由並びに社會的經濟的獨立が保障せられている。蓋し近世に於いては個人主義思想が支配的となり、資本主義の成立發展と共に各人は自由主義の洗禮を受けたのであり、協同組合における結合も強制によるものではない。然しながら組合員の經濟狀態を改善向上せしめんとする目的を達成するためにはアウトサイダー並びに組合員を統制することが必要となる。これによつて組合の經濟力をより強化する。また單位組合は小規模でその經濟力も弱いため、各組合が聯合組織をつくり、系統組合を組織して全國的な縱の構成が成立する。且つかかる各種組合の全國的な聯合組織は、相互に各々横の連絡を結びその經濟機能をより強化せんとするに至る。

かかる結果、各組合員は右の統制機構に服従せねばならなくなる。然しながらこの服従はいわば中世的な服従ではなく、この服従の精神が組合員の自發的な點に前者との根本的な性格の差異が存する。即ち組合員の自由意志に基づくか否かが問題である。これはまた相互扶助の關係と共に協同組合のデモクラシーとして問題とされる¹³⁾ところである。

次に協同組合が人的結合なる點は、資本主義社會における典型的なる企業形態である株式會社の如き資本結合との差異として論じられるところである。即ち株式會社の株主は全く利潤追求そのものために資本を投下した株主間相互の人的關係にも全く無關心であり、株式會社は事業經營資金を集める手段として株式を發行するものでこの場合株主の職業、住所等は何等問題とならない。然るに協同組合は所謂 *Genosse* の結合であり、組合員相互は多く相識の關係にある。かかる人的なる結合關係を特に重視して協同組合の倫理的結合關係を強調する論

者もある。而してかかる人的結合を可能ならしめる社會的地盤は後述する組合の地縁性である。協同組合においても組合員は各々出資するのであるが、かかる地縁性を地盤とする人格に結付いている。株式會社においては少數者による獨占が一般に支配的であるが、協同組合においてはかかる傾向は存せず組合員は出資額において甚しき懸隔は存せず組合の目的に對しても同一の地位にある。

要之、自由なる人的結合が重要な組合の本質として強調されているが、かかる人的結合關係のみが徒らに強調されすぎてはならない。協同組合に倫理的要素を求め論者はむしろ當爲としてこれを要求している。組合は經濟的要因によつて成立したものであり經濟的機能を營む。協同組合もまた一種の資本結合を行う。協同組合による工場經營も行はれている。「協同組合的企業は株式會社と同様に、過渡的形態として、つまり社會化のために資本主義の發達によつて作り出される形態として考察しなければならぬ。だが株式會社と異なる點は、私的領有を集團的領有に代へたことにある。……資本主義社會では、協同組合は根本的には資本主義的經營方法によつて活動し、資本主義的性質を帯びた利潤を受取るころの資本主義的企業の一つの型であり、またそれと共に集團的企業の一つの型でもある」¹³⁾

(三) 地縁的結合。前述の如く協同組合の人的結合の地盤としての地縁性が組合の本質としてあげられる。組合員が同一地域に居住するものであれば、その相互間の交渉は密接となり親和力を大ならしめることは必然的である。その結果、組合の團結力を高めこれを質的に強化する。隣保共助の精神或は所謂協同組合精神がかかる地縁的結合によつて醸成、強化せられることは屢々指摘されているところである。地縁的結合の大なる農村に於いて都市におけるよりも、容易に且つ強固に協同組合が組織されることもまた強調されている。テンニースは協

同組合において利益社會的生活條件に適應せる形態で共同社會經濟の原理が新しく發展しうるものとする。この見解が協同組合觀に與えた影響は大きい。

人的結合關係は血縁から地縁へと移行してきたが、資本主義の發展はこの地縁關係を次第に薄弱ならしめた。協同組合に於ける結合關係の考察に際しては、單なる地縁關係よりも組合員の社會的經濟的諸條件がより本質的なるものとして重視さるべきである。農村協同組合においてもその地縁性よりも、その組合員が地主、自作農、小作農と經濟的利害の必ずしも一致しないものによつて構成されていることが問題である。單なる地縁的結合よりも社會的經濟的諸條件の共通せることが、組合を強化する要因である。また組合が聯合組織を形成し、更にはこれが國際的規模に擴大されるに至れば、聯合體においては地縁的結合の意義が次第に失われるに至る。

以上協同組合の本質に關する一般の見解について検討したのであるが、最後に協同組合により資本主義を止揚しようとする見解にふれておこう。ゾムバルトによれば、資本主義は利潤追求、個人主義（競争原則）、合理主義を三原則とするが、協同組合は合理主義のみを残し他の二原則に代えるに連帶主義及び欲望充足主義を以つてする。而して協同組合は現在の經濟においては三つの根本的に異つた機能——(一)資本主義の内部において之を補充、(二)資本主義に對する闘争、(三)資本主義の止揚——をなすものであり、而して此の第三の機能は自給生産を營む消費組合においてのみ行われるものであり、かくて利潤追求は排除され欲望充足原則に基く新しいより、高度の全體經濟が資本主義に代替すると論じている。またシニタウチンガーは協同組合によつて商業制度並に利潤が排除され地上における平和がもたらされるであろうことを主張する。⁽¹⁹⁾

シニタウチンガーはカント倫理學によりマルクシズムを修正せんとし、協同組合特に消費組合によつて無産階級による革命に

よらずして資本主義を止揚しうることを主張する。彼によれば獨占資本の段階では勞資の階級闘争ではなく、生産者と消費者とが闘争する。而して剩餘價値は生産過程において生みだされるのではなくして、消費者の商品購買によつて生ずる。勞働者は小賣商の仲介をへて卸賣商より商品を購入することによつて搾取される。従つて資本家の利潤は消費者からの搾取によりて生ずるゆゑ消費者が消費組合を組織して剩餘價値の搾取を排除することによつて利潤は排除せられ、かくて資本主義は止揚される。いふまでもなくかくの如き見解は資本主義社會の生産關係を全く理解していない點において根本的な誤謬に陥つてゐるものである。

尙ほこの點に關して注目すべきは、著名な消費組合主義者なるジードの見解である。彼は協同組合の本質を利潤の排除を目的とする組合と規定したのであるが、後にこれを修正して、「公正なる價格の實現」にありとし、その經濟的並に道德的特質について論ずる。この「公正なる價格」とは現在の經濟秩序の下において、それを除けば生産もまた同時に止るであろう諸要素のみによつて構成された價格で、その他の寄生的諸要素を排除せるものである。即ち生産に何等あづからず消費者の負擔となる中間商業による價格引上げを排除せんとするものである。かかる修正に於いては協同組合は單に中間利潤の排除をはかるものであり、決して利潤そのものの排除従つてまた資本主義そのものの克服をなすことは不可能なることが告白されている。

生産組合によつて資本主義を止揚せんとする思想は協同組合の歴史と共に古いが、一八六三年ラッサールは「公開答書」においてシユルツェ・デーリツチの協同組合を批判して、勞働者の境遇改善には信用組合、消費組合は無効であり、勞働者が生産組合を組織して自ら雇主となつてのみ賃銀と利潤の區別は消滅して勞働收益がこれに代り目的を達しうる。而して生産組合組織の資金は國家が供給すべきであると論じた。

右の如く、協同組合によつて資本主義を止揚しうるとの見解は、その手段として各々(一)生産組合(二)消費組合(三)兩者の綜合によりいつれも改良主義に立ち闘争主義をとらない。然し乍ら消費組合は單に流通過程に參與

するものであり、資本制生産様式を變革することは全く不可能である。生産組合は(一)資本不足(二)服従關係の缺如(三)適當なる經營者獲得の困難⁽¹²⁾により且つ本質的には私有財産制度との矛盾のため殆ど發達していない。かつてウェッブ夫人は一八九〇年の報告を分析して「基督教社會主義者の四十年間辛棒強い獻身的努力、幾百の生産組合の設立は吾々に何を残したか。多少とも典型的な自治工場に近い構成を有する組合八個(其中四個は極めて小い)が残存しているだけではないか。而も此等はいづれも未だ幼年期少年期を出でないのである。協同的生産組合の正統の代表者として引用される残りの四十六は貴族制、金權制、君主制等種々雑多の構成を示し、之を學問的に分類することは不可能の有様にある⁽¹³⁾と結論しているが現在においても大差はない。

右の如き幻想的觀念と現實に協同組合が資本主義社會で如何なる機能を果しているかということとは全く別個の問題である。協同組合の本質について論者は諸種の規定をなすが、資本主義の發展との關聯において協同組合の果す機能と限界がより、具體的に明らかにされねばならぬ。

- (5) E. Grünfeld: a. a. O. S. 14.
- (6) E. Jacob: Volkswirtschaftliche Theorie der Genossenschaften, 1913, S. 2.
- (7) V. Tokomianz: Grundlagen des Genossenschaftswesens, 1929, S. 6.
- (8) R. Liefmann: Die Unternehmungsformen, 1928, SS. 163—164.
- (9) W. Wygodzinski: Das Genossenschaftswesen in Deutschland, 1929, SS. 45—48. 彼も協同組合法を引用して(1)組合員を制限し(2)組合員の權利又は經濟の促進、(3)共同事業にのみ論じている。
- (10) R. Liefmann: a. a. O. SS. 187—188, S. 167.
- (11) R. Liefmann: a. a. O. S. 209.
- (12) 協同組合は眞のデモクラシーの實現を目的とするものであるとする具解がある(例えば J. P. Warbasse: Co-operative De-

ocracy, 1923. Ch. V.) 尙や協同組合運営の原則としてのロッチヂール以来の平等票決権の原則は、組合の民主的運営を目的とするものである。

(13) ミンデル平館譯協同論合論三一頁。

(14) F. Tonnies: *Gemeinschaft und Gesellschaft*, 1926. S. 201.

(15) W. Sombart: *Kapitalismus und Genossenschaftswesen* (Internationales Handwörterbuch des Genossenschaftswesens Bd. II. S. 537.)

(16) F. Staudinger: *Die Konsumgenossenschaft*, 1919, *Kulturgrundlage der Politik*, Teil 2, S. 123 ff.

(17) C. Gide: *Der gerechte Preis* (Totomanz, *Anthologie des Genossenschaftswesens*, SS, 118—121)

(18) F. Lassalle: *Gesammelte Reden u. Schriften*, III. SS. 41—92.

(19) R. Liefmann: a. a. O. S. 191. 此の點に關しては、ウェンツプ以來、販賣、資本及び秩序の不足があげられている。

(20) B. Potter: *The Co-operative Movement in Great Britain*, 1930. P. 157 邦譯一八九頁。

III

純粹の資本制生産の行なわれるイギリスにおいては前述せる如く、協同組合は労働者の消費組合として成立發展した。消費組合は流通過程に參與する組織である。ところで流通過程において自立化して専門の機能を營むものは商業資本である。従つて消費組合と商業資本とは競合の關係に立つ。特に商業資本が尨大に存在し且つ商業が小資本家的商人によつて營まれる場合には、無組織な労働者の消費生活は極めて不利となり商業利潤の搾取に苦しむ。かくて消費組合はかかる商業利潤を排除せんとして組織されたものである。

ところで剩餘價値は生産過程において形成されるものであるから、商業自體は何等の價値をも増殖しない。然

るに資本蓄積過程が行われる爲には商業資本の介入が必要であり、かくして産業資本はその利潤の一部を商業資本に與えねばならず、一般的利潤率は低下せざるをえない。商業資本はそれが總資本中で占める割合に比例して一般的利潤率の形成に規定的に参加する。かくして消費組合による商業利潤の排除はまさに産業資本の要求に一致するのである。ここに産業資本確立以後に於ける消費組合發達の社會經濟的基礎が存する。またこれと共に注目すべきことは消費組合の排除せんとするものが單に商業利潤にすぎないものであり、決して利潤そのものではないことである。消費組合主義者にして消費組合によつて利潤そのものを排除しようと主張するものは、イギリス卸賣聯合會におけるが如き消費組合の自家生産に幻惑されて、その可能性を幻想しているにすぎないものである。

非資本主義的小生産者が廣汎に残存せる後進資本主義國ドイツに於いては、協同組合は信用組合を中心として販賣、購買等の事業を兼營するものとして成立發展した。

ところで「利子生み資本の特徵的な形態としての高利資本は、小生産——みづから労働する農民および小さな手工業親方——の優勢に照應する。發展せる資本制生産様式のもとでのごとく、労働者にたいし、労働諸條件および労働生産物が資本として對應する場合には、生産者としての労働者は貨幣を借りる必要がない」。而してドイツに於ける手工業者及び小農の廣汎な存在は高利資本の存在を照應せしめたものであるが、しかも「高利資本は、資本の生産様式をもたず²¹⁾に資本の搾取様式をもつ。この關係はブルジョアの經濟の内部においても、停滞的産業諸部門、または近代的生産様式への移行に反抗する産業諸部門では、くり返される」。かかる事情のもとにおける信用組合の成立は、小生産者層を高利資本の搾取から守るものである。而もこの反面、既に古くライプア

イゼンの信用組合において見られる如く、銀行資本との相互補充の関係という現象をも伴うものである。

信用組合による高利資本の排除は信用組合そのものによつてのみ根本的に行われるものではない。資本そのものの性格が問題ではなく、資本の機能する条件即ち貸手に對應する借手の条件が問題だからである。従つて單純商品生産者たる小生産者の經濟條件の變化せざる限り高利資本の本質的な排除は行はれないのである。然らば小生産者層における協同組合は如何なる經濟的機能を果すものであるか。この協同組合は信用、販賣、購買、利用等各種の事業を行うものであるが、いづれも殆ど流通過程に參與するものである。従つてその限りにおいては前述せる労働者の消費組合と同一の機能を果すものである。而してまたこの協同組合が(一)小生産者間の階級分化を促進して、組合員中比較的富裕なる部分の資本制商品生産への推轉を促進するか、(二)發達せる資本主義との直接的接觸によつて生ずる小生産者の急激なる没落を或る程度まで喰止める機能を有するが、何れが主導的かは資本主義の發展段階に應じて異なる。⁽²¹⁾

獨占資本主義段階においては、協同組合は獨占資本に對應して聯合組織を強化するが、依然として相對的に弱體であり、その機能もまた高利資本、商業利潤の排除以上に出でえないものであり、寧ろ獨占資本と協同組合との直接の結び付きを可能ならしめ、これはまた小生産者を及び労働者を獨占資本に奉仕或は隸屬せしめるものである。労働者階級は獨占資本に對しては消費組合そのものによつて何等對抗しえない。労働運動と連繫し消費組合が階級闘争の補助手段となることによつてのみ可能であろう。

- (21) 近藤康男著 協同組合原論 第一章參照。
(22) 資本論 長谷部譯 10 五二四頁。

協同組合の本質

第六十五卷

九二

第二・三號

一六

同書 五三〇頁。

(24) (23)

井上晴丸著 日本協同組合論 二五—二六頁参照。此の點については改めて考察する。